

イラク復興支援活動行動史

第 1 編

陸 上 幕 僚 監 部

平成 2 0 年 5 月

分類番号：W－W3－W39

平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日まで保存

は し が き

1 作成の趣旨

本活動において、陸幕が実施した施策等に係る教訓について記載した。

2 構 成

(1) 全 般

本行動史は総説、派遣準備間、実施間、撤収と区分し、それぞれの区分において「人事」「警務」「衛生・メンタルヘルス」「会計」「広報」「民事」「法務」「情報」「通信」「兵站(兵站支援、装備)」「運用」「教育訓練」「監察」「教訓業務」の各機能毎計14項目について整理して記載した。

各項目には陸幕の準備または実施した施策、教訓及び提言を記載している。

(2) 各項目に記載した事項について

ア 陸幕の準備または実施した施策

陸幕の主要な施策及び事実経緯の時期・概要を記載している。

イ 教 訓

陸幕の準備または実施した施策に対して分析した事項について記載している

ウ 提 言

今後の業務への反映、改善事項について記載している。

3 使用上の注意事項

本行動史は、当該事務に関与する者が、その参考として使用するものとする。

第1章 総説

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 イラクの概要

1 全 般

主要データ (『世界年鑑2002』より)

国 名 イラク共和国

الجمهورية العراقية (アラビア語)

کۆماری عێراق (クルド語)



国 旗

面 積 43万831平方キロメートル (日本の約1.1倍)

人 口 約2,537万人 (2004年7月米国推計)

言 語 アラビア語 (公用語)、クルド語

民 族 アラブ民族 (約75～80パーセント)

クルド民族 (約15～20パーセント)

その他トルクメン民族、アッシリア民族、ベルシャ系 (合計約5パーセント)

宗 教 イスラム教 (国教) (97パーセント)

(シーア派: 約60～65%, スンニ派: 約32～37%)

キリスト教及びコダヤ教 (合計約3パーセント)

通 貨 イラク・ディナール (IQD)

実勢レート 1米ドル≒1300IQD (平成17年4月現在)

距 離 東京へバグダッド間の大圏距離: 8,346キロメートル

時 差 日本時間 6時間 (4月～9月は夏時間で 5時間)



(国章)



2 地形・気象・災害

(1) 地形

ア 全 般

イラクの地形は、北部から北東部のクルディスタン山岳地帯、チグリス・ユーフラテス河流域のメソポタミア平原及び西部から南部にかけての砂漠地帯の三つに区分される。

イ 地形区分

(ア) クルディスタン山岳地帯

多くの山地が階段状に高くなり、イラン国境では3,000メートル級のクルディスタン山地が連なる。チグリス川の支流である大ザーブ川、小ザーブ川、ディヤーラ川等が川谷を形成し、上流に灌漑、発電用等の大ダムが散在する。

(イ) メソポタミア平原

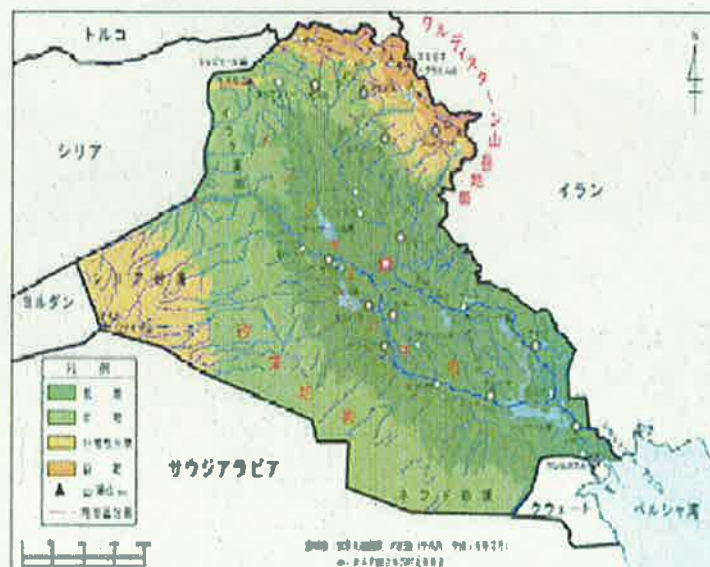
山地と砂漠に挟まれ、チグリス川及びユーフラテス川の2大河川が運んできた土砂によって形成された沖積平野で、国土の約30パーセントを占める。

貫流しているチグリス川及びユーフラテス川は、イラク北西部のイラク高原の両脇を流れ、バグダッド付近で極端に平坦となり、ナシリアとアマラを結んだ線以南では広大な湖沼及び湿地帯を形成した後、クルナ付近で合流して川幅約500メートルのシャット・アル・アラブ川となりペルシャ湾へ注いでいる。

(ウ) 砂漠地帯

礫を混えた広大な砂漠で、シリア及びネフド砂漠から成り国土面積の約40パーセントを占める。当地域は、ウナイザ山を頂点にしてユーフラテス川に向かって緩傾斜する高原である。地表面は無数のワジ（涸れ川）によって刻まれオアシスも存在することから、遊牧民に利用されている。

地形図



第1編 イラク人道復興支援行動史

ウ 稜線・水系

(ア) 稜線

イラク北部から北東部には、クルディスタン山地が伸びており、トルコとの国境付近の標高は約2,000メートルに、イラン国境付近は約3,000メートルになる。北東部には、イブラヒム山があり、標高は3,607メートルで、国内最高峰である。南に行くにつれ標高は急激に低くなり、稜線は見られなくなる。

また、北西部から南東部にかけて広がる砂漠地帯には、シリア砂漠にウザイナ山(940メートル)があるほか、ネフド砂漠北西部にはバトン山地があるが、いずれも稜線を形成するほどの山地ではない。

(イ) 水系

チグリス川及びユーフラテス川が、北西から南東へ向かって流れ、ペルシャ湾の北約193キロメートルの地点、クルナ付近で合流し、シャット・アル・アラブ川となってバスラ等を経てペルシャ湾に注いでいる。古代では、それぞれ単独でペルシャ湾に注いでいたため、二つの川は運河や灌漑設備で結ばれ、より高い位置にあるユーフラテス川の水をチグリス川へと導いていた。その後、度重なる洪水によって陸化が進み、現在の形となっている。

稜線・水系図

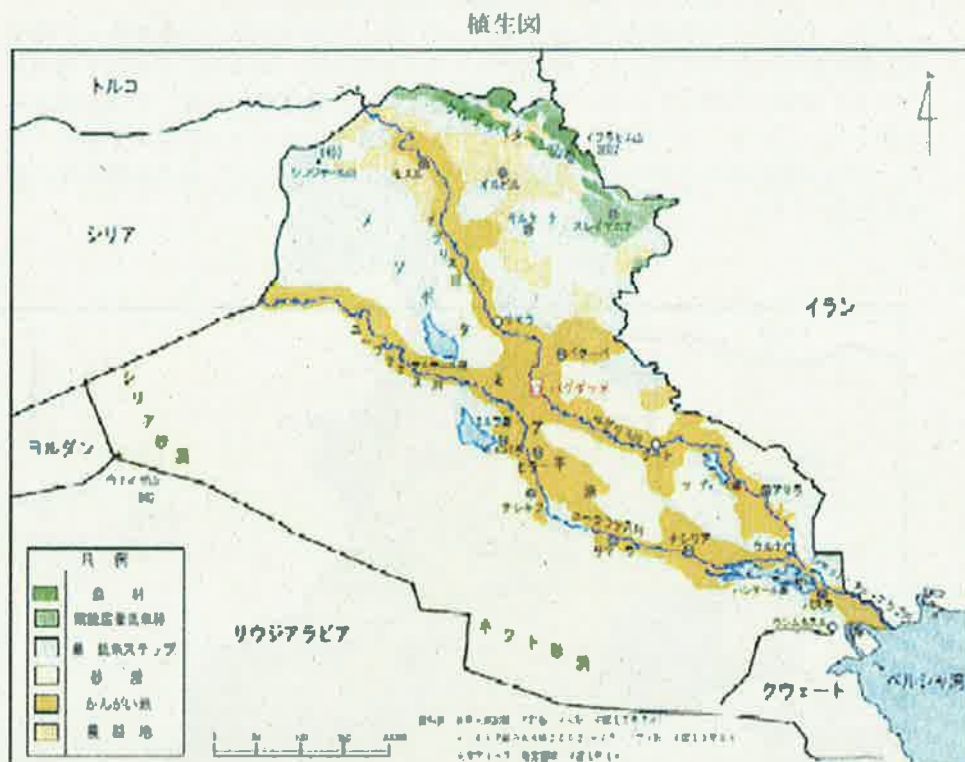


第1章 総説

エ 植 生

イラクの植生は、国土の北部から南部に行くに従い変化している。北部の山岳地帯からメソポタミア平原中部までは、森林地帯が広がっている。チグリス川及びユーフラテス川下流域には、両河川及びメソポタミア湿原をはじめとする湿地帯等を中心に豊富な種類の植生が見られる。

一方、南部地域は砂漠が広がり、植生はほとんどない。



才 地表面上質

南部砂漠地帯は、砂と礫に覆われた、比較的柔らかい土質となっている。その表面に細かい砂が薄く積もっている状態である。このため、路外機動を制約する。

メソポタミア平原は、沖積平野のため柔らかい土質であり、特に水分を含むと泥
 溜化し易い土壌である。特にバグダッド以南の地域は、標高が低い地域が多いこ
 とから地下水位も高く、更に下水道の整備不十分により降雨時の排水が十分に
 できないことから、掘削工事及び降雨時の路外機動は制約を受けやすい。

また、上流の山岳地帯等にある岩塩から溶け出した塩分が河川に流れ出し、地下水や灌漑設備へ流入するほか、排水設備が不十分なため、降水等に含まれる塩分がそのまま土壌に残ることにより土壌が塩化しており、降雨後の地面には塩が浮き出る程となっている。このため、1978年に土地再生プログラムにより70万ヘクタールの土地が再生されたが、灌漑地域の約74パーセントは、未だ土壌塩化の問題を抱えている。



目 次

第 1 章 総 説

第 1 節	イラクの概要	2
第 2 節	国際社会の対応	2 3
第 3 節	我が国の対応	2 7
第 4 節	イラク復興支援活動の特性	2 8
第 5 節	陸自部隊のイラク人道復興支援特措法に基づく活動及び成果	3 1
第 6 節	海上・航空自衛隊の部隊による活動	3 3

第 2 章 派遣準備

第 1 節	全 般	3 6
第 2 節	陸幕の準備した活動基盤及び教訓・提言	3 7
1	人 事—人事・留守業務	3 7
2	警 務	4 0
3	衛 生・メンタルヘルス	4 2
4	会 計	5 2
5	広 報	5 4
6	民 事—住民施策、ODA	5 7
7	法 務	6 0
8	情 報	6 2
9	情報通信	6 6
1 0	兵 站—兵站支援、装備	7 3
1 1	教育訓練	8 4
1 2	監 察	8 7

第3章 復興支援活動

第1節 全 般	90
第2節 陸幕が実施した施策及び教訓・提言	91
1 人 事 人事・留守業務	91
2 警 務	92
3 衛 生・メンタルヘルス	96
4 会 計	109
5 広 報	110
6 民 事 住民施策、ODA	114
7 法 務	117
8 情 報	123
9 情報通信	128
10 兵 站 装備	147
11 運 用	154
12 教訓業務	163

第4章 撤 収

第1節 全 般	170
第2節 陸幕が実施した施策及び教訓・提言	171
1 人 事 人事・留守業務	171
2 警 務	172
3 衛 生	173
4 広 報	175
5 民 事 住民施策、ODA	177
6 情報通信	179
7 兵 站 兵站支援	182

まとめ

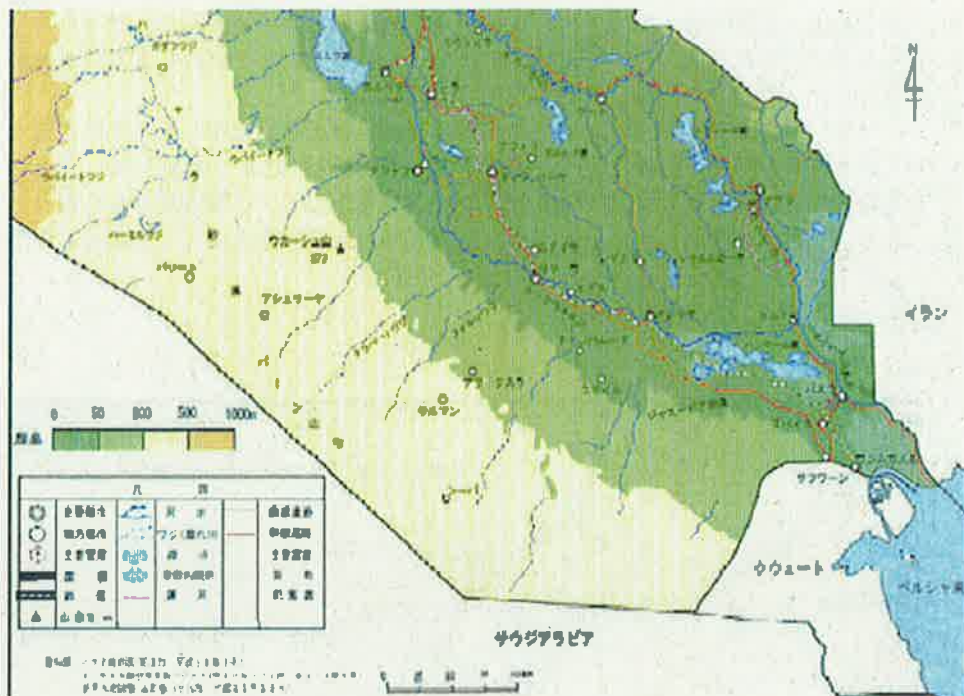
活動を通じての2大懸案「復興支援」と「安全確保」に関する教訓	185
--------------------------------	-----

カ イラク南部の地形

(ア) イラク南部全体

イラク南部は、大きくメソポタミア平原南部と西部の砂漠地域に分けられる。
メソポタミア平原は、チグリス川及びユーフラテス川に挟まれている広大な平野であり、標高は低く傾斜も小さく、湾岸のバスラは標高14メートルに過ぎない（バグダッドの標高も33メートルであり、ペルシャ湾まではほとんど真平らである）。この流域は、両大河の度重なる氾濫によって運ばれた土砂で形成されたもので、無数の分流と多数の季節的な湖沼が分布している。

イラク南部地形図



第1編 イラク人道復興支援行動史

(イ) サマーワ

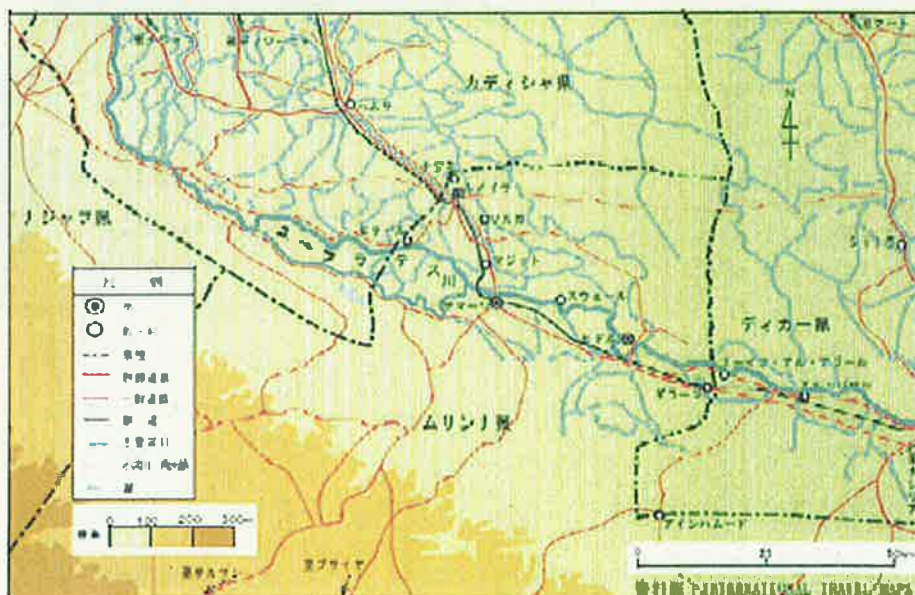
サマーワは、イラクの中南部にあり、全体的に平坦で、標高は20メートル以下である。このため、地下水位が高く、地下1.5メートル以上の掘開で地下水が出てくる。南部には、砂漠地帯が広がっている。

ユーフラテス川は、サマーワ北西部で西方から二つに分かれてきた流れが一つになっており、川幅は100メートルから200メートルほどになっている。水深は、約10メートルを超え、雪解け水により増水する3月から5月頃には、多い時で水面が2メートルから3メートル上昇する。サマーワ南部には、ユーフラテス川から大きな運河（幅は約15メートル程度、水深約3メートルから4メートル、土砂で構築されている）が流れているほか、サマーワ北部にはユーフラテス川につながる小河川や用水路等が無数に走っている。

サマーワの植生は、市街地の河川流域等にサツメヤシの林が一部見られるが、ほとんどが乾燥地帯であるため、乾燥に強い植物が点在するほかは、ほとんど見られない。冬期の降雨時になると、砂漠地帯で「チマ」と呼ばれるきのこが生育し、サマーワ市民の重要な食料となる。

サマーワ地域の土壌は、ユーフラテス川が運んだ土砂が堆積した土を砂が覆っており、雨が降ると泥濘化する（路外歩行時は、足首付近まで沈み込む）。また、土壌の塩化により、特に降雨後乾燥すると塩が浮き出て、土壌表面を白く覆うとともに、地表面土質に含まれる瀝青が水溜まりの地域に浮き出てくるため、青黒くアスファルトのように固くなった部分が現れる。

サマーワ周辺地形図



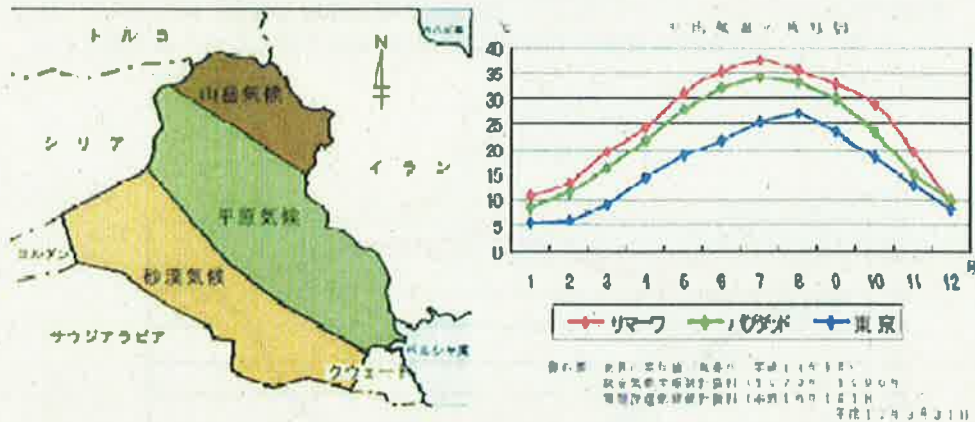
第1章 総説

(2) 気象

ア 気候区分

イラクの気候は、一般に亜熱帯気候であるが、山岳地帯、平原地帯及び砂漠地帯等の地域により差があり、山岳気候、平原気候及び砂漠気候に区分することができる。

季節については、夏季、冬季及び移行季に区分される。



気候区分図

資料源: 世界大気図帳 (平凡社、平成15年7月)

イ 気温

イラクの気温は、一般に夏季は暑く、冬季は涼しく年較差が大きい。

山岳地帯では、全般に気温は低く、冬季に氷点下となることがある。北部のモスルでは、9日間にわたって氷点下の日が続いたことがあり、寒さは厳しく、モスル付近では、チグリス川は結氷するといわれている。

夏季については、過去にイラク南部のバスラにおいて、最高気温摂氏58.8度(世界記録)を記録したことがあり、世界有数の酷暑国として知られている。

サマーワにおいては、最も暑い7月の平均気温は、摂氏37.5度であり、5月から9月にかけては最高気温の平均が摂氏40度を超える。一時的には、摂氏50度を超えることもしばしばあり、暑さは厳しい。この暑さにより、人員は強い日差しによるひどい日焼けや熱射病となりやすい。また、装備品については熱に弱いゴム製品は溶ける事がある。車両の窓枠のゴムがガラスに張り付いて動かなくなることもある。

最も寒い12月の最低気温の平均は3.9度と低く、これは東京の12月から1月頃の平均最低気温とほぼ同じである。

第1編 イラク人道復興支援行動史

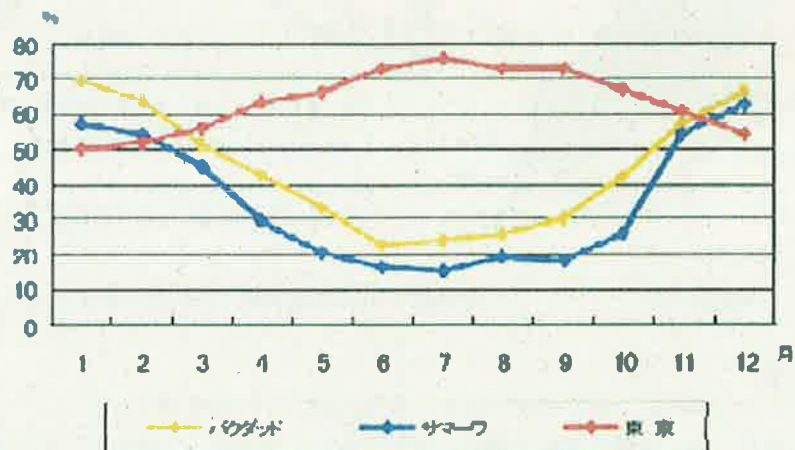
ウ 湿度

湿度は、一般的に、冬季は比較的高いが、夏季は非常に低く、乾燥した晴天が続く。

バグダッドでは、4月から10月にかけて、湿度の低い晴天が約200日間続く。特に、6月から9月においては、朝夕の湿度はやや高いものの、気温の上昇とともに湿度が低下し、日中は15パーセント程度と極めて低い状態が続く。東京では、最小湿度25パーセント以下になると、乾燥注意報が発報される。

バスラでは、湖沼地帯の蒸発があるため、比較的湿度が高くなり、蒸し暑く住みにくい。

平均湿度の推移図



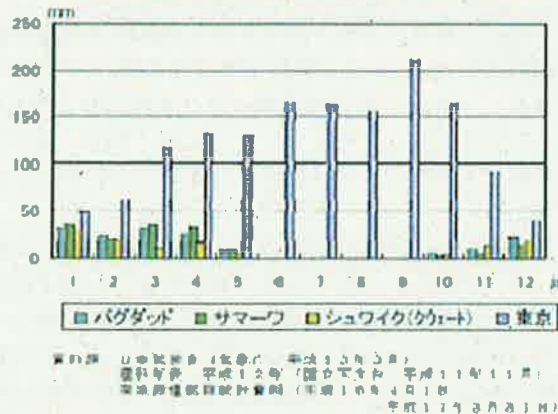
資料源 海外生活の手引き10 中近東編1 (世界の動き社 平成13年3月)
 日本気象協会「気象庁」 氏13年3月
 産科社会 平成12年 同氏又文書 平成11年11月
 統計局人口統計資料 1973年～1990年
 国土地理院統計資料 平成16年4月1日～平成17年3月31日

エ 降 水

イラクの降水量は、全般的に少ない。

時期的には冬季に集中しており、山岳地帯では、降雪となる。冬季の降水は、霧雨のような雨が数時間続き、その後は、霧が発生しやすくなる。また、一時的に雷を伴った弱いしゅう雨（にわか雨）の降水がある。

月別平均降水量図



オ 風

風は、チグリス川及びユーフラテス川に沿った低地では、年間を通じて北西風が吹きやすいが、砂漠地帯は不規則である。

各季節には、それぞれ特有の風が吹く。夏季は、「シャマー（アラビア語で「北」を意味する。）」と呼ばれる乾燥した北寄りの風が非常に強く吹くことがある。

カ 砂あらし

砂あらしとは、強風により塵又は砂が空高く吹き上げられる現象である。これにより、視程が1キロメートル未満になることがある。規模については、通常、幅8キロメートルから10キロメートル、高さは150メートル程度であり、持続時間は、半日程度が一般的ではあるが、ときに、幅が数百メートル以上、高さが1キロメートルから2キロメートル以上にも及び、数日間続くこともある。

(3) 災 害

イラクにおける災害は、地変災害は火山についてはなく、地震災害のみであるが、近年大地震が発生した記録はない。気象災害では、チグリス川及びユーフラテス川の増水による洪水災害が発生している。

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 歴史（第1次世界大戦以降）

（1）君主制イラク

第1次世界大戦では、オスマン帝国はドイツとの同盟に基づき中央同盟国側で参戦するものの、この戦争でオスマン帝国はアラブ人に反乱を起こされた。イギリス軍がオスマン帝国に侵攻すると、イラクも戦場となった。クートの包囲戦などいくつかの重要な防衛線では勝利を収めるものの、劣勢を覆すことができず、1917年にはバグダッドが陥落し、1918年にオスマン帝国は降伏した。

サイクス・ピコ協定により、イラクはオスマン帝国から分割され、フランスとイギリスの勢力下に治められた。1920年11月11日、イラクは国際連盟からイギリスに委任統治され、イギリス委任統治領イラクと呼ばれることになった。一方でイギリスは、1915年には、フサイン＝マクマホン協定によってアラブの独立を認めていた。この協定とサイクス・ピコ協定とは矛盾しており、この矛盾が後に中東の混乱の一因となった。

イラクの政体はハシーム家の君主制となった。1921年に初代国王となったフアイサル1世は、メッカのスニ派ハシーム家の一員で、第1次世界大戦中はオスマン帝国に対抗してアラブ独立運動を指導してきた。イラク内には多様な民族・宗教の集団があり、特に北部のクルド人は独立を強く求めたが、その意見はイギリスの政策にほとんど反映されなかった。その結果、特に1920年から1922年にかけて多くの内乱が起きたが、イギリスによって鎮圧された。

1927年、キルクーク近郊で大規模な油田が発見されたことにより、イラク経済は改善された。ハシーム王家とスニ派指導者は中央集権化を進め、1932年、イギリスの間接支配下ではあるが、イラク王国として正式に独立した。当時、クウェートはイギリスが統治していたが、ハシーム王家は「歴史的にクウェートはイラクに所属している」と主張した。1941年、4名の軍事指導者がラシッド・アリ・アル＝ガイラニを首相にすえ、完全な自治を求めてクーデターを起こした。利権を脅かされたイギリスは英印軍とヨルダンのアラブ軍戦力を指揮してイラクに侵攻し、再びハシーム王家の政権を確立した。

1945年、イラクは国際連合に加盟し、アラブ連盟の設立メンバーとなった。同年、ムスタファ・バルザーニが指導するクルド人が自治を求め反乱をおこしたが、失敗し、バルザーニの一族はソビエト連邦に逃れた。1948年、イラクなどアラブ5か国は新しく建国されたイスラエルを承認せず、第1次中東戦争が勃発した。

戦争は1949年5月まで続いたが、このときの停戦協定にイラクは署名していない。

戦争によってイラク経済は悪化した。1956年、ソ連に対抗することを目的に中央条約機構が発足した。機構本部はバグダッドに設置され、イラク、トルコ、イラン、パキスタン、アメリカ、イギリスが参加した。エジプトのガマル・アブドゥン＝ナーセル大統領は、アラブにイギリスの勢力が残ることを嫌って機構に反対し、イラク君主の正当性にも懐疑を唱え始めた。1958年2月、エジプトとシリアが同盟を結んだことに対抗して、イラクとヨルダンとは、ハシーム家君主による同盟を提起した。イラクは、この同盟にクウェートの参加を望んだが、クウェートの独立を認めないイギリスと対立することになり、結果としてイラク君主は後ろ盾を失った。

(2) イラク共和国

ナーセル大統領に感化され、アブデル・カリム・カセム准将とアブデル・サラム・アリフ大佐が率いる自由将校団がクーデターを起こし、1958年7月14日、ハーシム君主制は終焉した。君主ファイサル2世と摂政アブドゥル=イラーフは処刑された。

新政府はイラクを共和制とし、中央条約機構からは脱退した。この後、カセム首相はエジプトと距離を置いたため、親エジプト派と対立した。親エジプト派の抵抗を抑えるために、カセム首相はソ連に亡命中のクルド人指導者バルザーニの帰国を許可し、更に、親エジプトのアリフを罷免し投獄した。

1961年、イギリスはクウェートを独立させた。イラクはクウェートの支配権を主張したが、イギリスはこれに反発してクウェートに軍を派遣した。1963年2月、クウェート支配を主張するカセム首相は暗殺され、代わりにバース党が軍事政権を作った。1963年10月になって、イラクはクウェートの自治を承認した。

バース党が政権を作った9か月後、アブデル・サラム・アリフ大統領は、政権内部のクーデターにより、バース党を駆逐した。1966年、アリフ大統領はヘリコプター事故で死亡し、彼の兄アブドル・ラーマン・アーレフが大統領となった。

1968年7月17日、バース党が巻き直しの無血クーデターに成功した。アハムド・ハッサン・バクル將軍は大統領となるとともに、イラクの最高意思決定機関である革命指導評議会(RCC)の議長となった。

1968年の革命後、イラク経済は急速に回復した。革命前は歳出の約90%を軍事費に投入していたが、バース党政権は農業と産業を優先した。採油はイギリスのイラク石油会社が独占していたが、新たにフランスの石油会社ERAPも採油権を得た。この後、イラク石油会社は国営化される。

バルザーニが指導するクルド人の内乱は、1961年以来続いていた。バース党のサッダーム・フセインが対策の責を負い、1970年、クルド人とイラク政府は政治的に和解した。

1970年代になっても、イラクとクウェートとの境界紛争が多くの問題を引き起こした。更に、イランがホルムズ海峡の諸島を支配していることが、イラクにとって脅威となっていた。イランとイラクの境界紛争について1975年5月6日にアルジェの合意が結ばれたが、この和解は一時的だった。

1972年、イラクの代表団がモスクワを訪問した。同年、アメリカとの国交が復活した。この時期は、ヨルダン、シリアとの関係も良好だった。1973年の第4次中東戦争において、イラク軍はイスラエル軍に対抗して参戦した。

(3) サダム政権

1979年、バクル大統領が辞任し、サッダーム・フセインが大統領と革命指導評議会(RCC)議長の座を譲り受けた。イランとイラクとの国境をめぐり、1980年から1988年にかけてイラン・イラク戦争が勃発した。イラク政府は、ヨーロッパ、アメリカ、ソ連、中国などほとんどの国から支援を受けた。ただし、この戦争中にイラクは化学兵器を使用し、国際社会から大きな批判を浴びた。戦争により、イラクはペルシャ湾周辺の中では軍事大国となったが、一方で、国家財政は悪化した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

(4) 湾岸戦争

イラクとクウェートとの間では、国境をめぐる対立が続いていた。イラクは、クウェートが石油の探掘のために国境を侵犯していると主張していた。アメリカやアラブ諸国の仲介により対話の努力が続いていたが、1990年8月2日、イラクはクウェートに侵攻し、8月8日にはクウェートをイラクの第19番目の州として併合すると宣言した。

イラクによる侵攻後、国際連合とアラブ連盟はただちにイラクを非難し、ほとんどの貿易を停止する経済封鎖を行った。1990年11月、国際連合は、1991年1月15日を撤退期限として「対イラク武力行使容認決議」を決議した。

1991年1月17日、28か国の連合軍がバグダッドに進軍を開始した（砂漠の嵐作戦）。6週間の戦闘により、イラクは敗戦した。1万4千トンの空爆が行われ、10万人以上のイラク兵と数万人のイラク市民が死亡したといわれる。1991年2月28日、アメリカは停戦を宣言し、同年4月にイラクと国際連合とは正式に停戦合意を結んだ。

(5) イラク戦争

湾岸戦争の際にイラクが受諾した国連決議687により、イラクは大量破壊兵器の放棄を義務付けられた。これを確認するため、国連査察団が送られたが、イラクは査察に非協力的とされ、大量破壊兵器を保有しているとの疑いが持たれた。

2001年9月11日、アメリカで同時多発テロ事件が発生した。これをきっかけに、アメリカ政府は対テロ戦争を宣言し、まずはイスラム原理主義のタリバンを排除するためにアフガニスタンに侵攻した。続いて、2003年3月19日、国連決議に反して大量破壊兵器を保有しているとの疑いで、アメリカとイギリスの連合軍はイラクに対しての開戦を宣言した（イラク戦争）。

米英連合軍は、バグダッドを含む主要都市を短期間で占領し、2003年5月1日、「戦争終結宣言」を発して、形式的にはイラクへの攻撃を終了した。イラクは、アメリカ国防総省人道復興支援室及び連合国暫定当局（CPA）の統治下に入って復興が行われることになった。しかし実際には、イラクには武装勢力が残り、戦闘状態やテロはこの後も続いた。

4 政治（フセイン時代の政治機構）

（1）元首

大統領。サダム・フセイン。革命指導評議会（RCC）が候補者を指名し議会が承認。18歳以上の有権者による国民投票で信任する。サダム・フセイン大統領は革命指導評議会議長、軍最高司令官、バース党地域指導部書記長を兼務し全権を掌握。

（2）革命指導評議会（RCC）

国権の最高決定機関。8人で構成。空席が生じた場合は過半数の賛成で新メンバーを承認、解任には3分の2の賛成が必要。任期は定まっていない。

（3）議会

国会は大統領及びRCCの下位に属し、軍事、治安関連事項については立法権がない。1996年3月の総選挙による議席数は、バース党160、無所属60。北部クルド地区3州選出の30議席については選挙をせず大統領が直接任命。クルド自治区では1980年9月クルド立法議会が発足。50議席、任期3年。

（4）内政

ア 国家形態

共和制であるが、少数スンニ派フセイン大統領による事実上の独裁体制（国権の最高意思決定機関の革命指導評議会が政権を掌握）

イ 権力を維持するための国家中枢基盤

（ア）バース党の創設

組織は共産党（レーニン党）をモデル。思想的創設者アフラクは、独のファシストを参考とし、ナショナリズムと社会主義の統合を理想とした。反共産主義、レーニン主義に沿って組織化。バース党は、1968年、第3次中東戦争後、政権を奪取した第一党。民族、宗派を超えて全国に党の組織網を構成し国家を支配した。しかしながら湾岸戦争以降、国連経済制裁で苦境に直面しながらも存続し、特にバース党中心の支配体制からフセインの同郷集団、親族集団を核とした個人支配に変化した。

（イ）軍の掌握

軍人事の主要ポストを血縁、親族、出身部族者で固め権力を完全に掌握していた。

（ウ）スローガン

- ・アラブの統一（一つのアラブ）
- ・外国支配からの自由
- ・社会主義

上記三つのスローガンからアラブ至上主義を掲げているが、その実態は秘密裏に組織化された政治結社性格が強かった。

（エ）フセインの統治施策

a フセイン自身の願望（英雄的思考）

ユダヤ王国を征服した新バビロニア王ネブカドネサル及び第3次十字軍を打破し、エルサレムを奪還したアラブの英雄アイユーブ朝サラディンと自己同一化。

第1編 イラク人道復興支援行動史

ロ フセイン統治の特徴

- ・国民議会の設置（クルドには自治立法評議会及び執行委員会を設置）
- ・大統領のカリスマ性の確立（恐怖支配と個人崇拜を徹底するため、巧みにメディアを利用）
- ・部族意識と血縁・地縁集団の強化
- ・五つからなる治安組織の強化（相互に任務を競合させ漏れを防止するとともに、互いに行動を監視させた）
- ・能力主義の導入、ただし政治的野望を持った軍人の肅正、頻繁な高級将校人事異動
- ・各種組織におけるバース党党员による政治指導の徹底
- ・特定人物への権力の集中防止

（5）政 党

ア バース党（アラブ・バース党）

1947年ダマスカスで創設された汎アラブ社会主義政党。アラブ全体の運動を横断的にまとめる「民族指導部」と、国別の支部にあたる「地域指導部」がある。シリアのバース党と対立。党员は約10万人。

イ 国民進歩戦線

1973年7月、バース党とイラク共産党が統一戦線組織として結成。共産党は1979年3月に非合法化組織に指定。

（6）反体制組織

- ・イラク国民会議（INC）
- ・クルド民主党（KDP）
- ・クルド愛国同盟（PUK）
- ・少数派クルド族
- ・イラク国民合意（INA）
- ・立憲君主運動（CMM）
- ・イラク・イスラム革命最高評議会（SCIRI）
- ・イラク／トルクメン戦線（ITF）
- ・ダアワ党（IDP）
- ・イラク共産党

5 交通・通信

（1）交 通

ア 道路状況

（ア）イラクの道路は、機能上、高速道路、国道、主要道路、その他の道路及び連絡道路に分類される。

（イ）道路の総延長は、1996年現在、4万5,550キロメートルと推定される。

（ウ）道路の舗装状況は、舗装道路が3万8,400キロメートル及び未舗装（土・砂利）道路が7,150キロメートルと推定される。

（エ）舗装道路のうち、約4,000キロメートルが1950年以後に建設された新舗装道路で、大半が2車線、車道幅6.8メートルから7.3メートル、路肩2.

第1章 総説

5メートルから3メートルの道路である。それ以外の舗装道路は、第2次世界大戦以前に建設、舗装された旧舗装道路のため、老朽化が著しい。更に、土・砂利道路は、非常に劣悪な状態にあり、かつ、雨季には通過不可能となる道路もある。

- (オ) イラク南部地域の高速度路、幹線道路及び主要な道路は舗装されており、最低2車線の道路幅を有している。幹線道路及び主要な道路は、シャット・アル・アラブ川、チグリス川及びユーフラテス川沿いに延びており、それら河川、灌漑用水路等のため、橋りょうは、他の地域に比べて多い。

イ 道路網

- (ア) イラクの道路網は、バグダッドを中心に各地の行政上の中心地及び人口集中地域へ放射状に延びる形で形成されている。

(イ) イラク南部地域の道路

イラク南部地域においては、バスラを中心に道路が放射状に発達しており、幹線道路としては、ファーウからバスラ、アマラ及びクートを経由しバグダッドに至る国道6号線、ナシリヤからクートへ至る国道7号線及びナシリアからサマワ、ディワーニヤ及びヒラーを経由しバグダッドへ至る国道8号線がある。また、クウェート国境からバグダッドまでの高速道路1号線があるが、そのうち開通しているのは、クウェート国境からナシリヤ近郊及びディワーニヤからバグダッド間のみである。

イラク南部地域道路網図

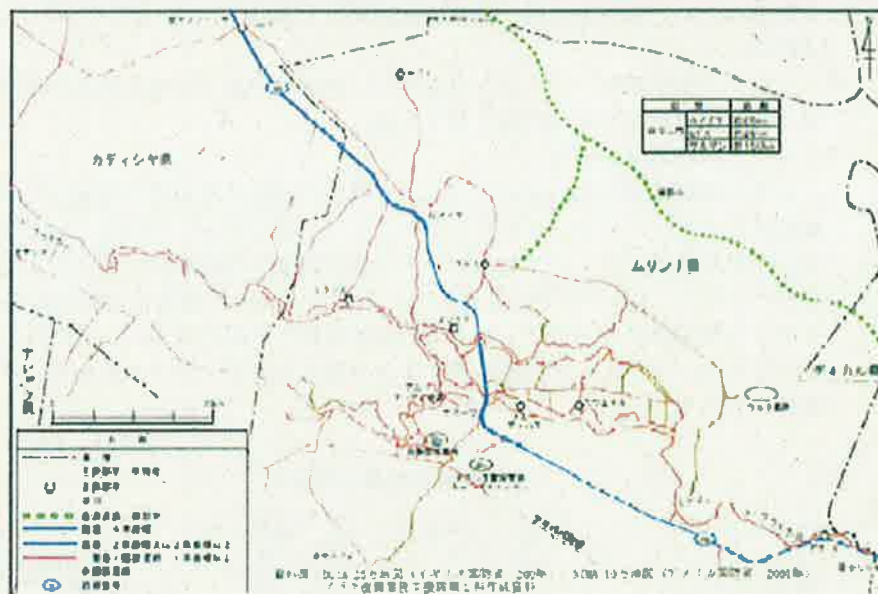


第1編 イラク人道復興支援行動史

(ウ) サマッワ周辺の道路

サマッワがあるムサンナ県の県内幹線道路の総延長は約950キロメートルで、そのうち約500キロメートルが未舗装道路である。県内の道路は、1990年代から新規建設及び大規模補修がなされていない。

サマッワ周辺道路網図

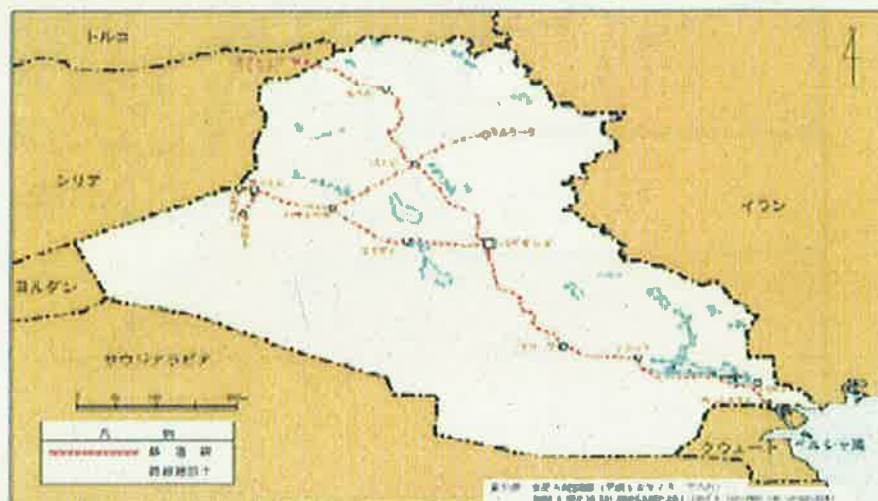


ウ 鉄 道

(ア) 路線の概要

イラクの鉄道は、1988年までに、メートル軌間（狭軌）の路線が、全て標準軌に改軌道された。イラク戦争前の国内の路線は、ペルシャ湾岸のウムカスルからバスラ、ナシリア、サマーワを経由して、バグダッドに至る路線と、バグダッドからハディーサを経由して、シリア国境沿いのフサイバに至る路線及びハディーサからバイジを経由してキルクークへ至る路線があった。また、国際接続路線は、バグダッドからバイジ及びモスルを経由して、シリアのアレッポに至る路線があった。更に、ハディーサからアカサトへ至る路線が建設中であった。路線延長は2,603キロメートル、全線非電化で、軌道は1,435ミリメートルの標準軌である。

イラク鉄道網図



(イ) 鉄道輸送

イラクの鉄道輸送量は、1991年の湾岸戦争と、その後の国際連合安全保障理事会による経済制裁により、戦争直後は、多大の影響を受けている。

旅客・貨物輸送の推移

年	1999	2000
1. 旅客量 (百万人)	1.27	1.0
2. 旅客輸送量 (百万人キロ)	499.6	379.1
3. 貨物量 (百万トン)	2.7	3.16
4. 貨物輸送量 (百万トンキロ)	830.2	872.2

資料源: Jane's World Railways 2002-2003 (Jane's Information Group 2002)

第1編 イラク人道復興支援行動史

エ 港 湾

イラクは、湾岸戦争後の10年以上にわたる国連の経済制裁により、貿易は極端に制限され、この間、港湾機能は縮小を余儀なくされた。港湾の機能回復、改善が高い潜在能力を有するイラクの経済発展に欠かせない。最大のウムカスル港を始め、コールズベール港、バスラ（マキル）港などの主要港湾の復旧がイラクの本格的な復興のため不可欠である。

イラク港湾位置図



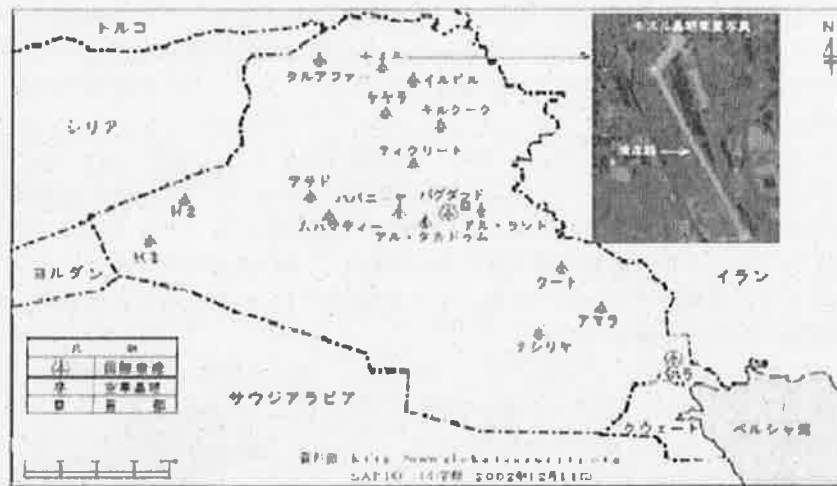
第1章 総説

オ 空 港

イラクは、バグダッド国際空港（軍民共用）、バスラ国際空港（軍民共用及びモスル空港（軍用）の3空港で民間航空機を運航させていた。また、この他に15の空軍基地があった。

サマーワには空港及び飛行場がないため、サマーワへの航空貨物は約80キロメートル離れたナシリアのタリル飛行場に届けられ、同飛行場からサマーワへ陸送された。

空港・基地分布図



(2) 通 信

ア 伝送路の設備状況（フセイン政権時）

イラク国内の基幹伝送路は、マイクロ波方式であり、バグダッドと主要都市間及び隣接国とを結んでいた。また、既設の裸線回線に代わり、同軸ケーブル網の建設も進められていた。

イ 衛星通信施設（フセイン政権時）

衛星地球局は、インテルサット系地球局が、バグダッドの北方約50キロメートルのドウジャイルに所在し、運用中の衛星が1施設と待機中の衛星が2施設所在した。この他、同所に、インタースプートニク（ロシアを中心とする東欧諸国18カ国の衛星通信国際機構）衛星が1施設所在した。

6 社会

(1) 人口特性

イラクの人口は、約2,537万人(2004年米政府推計)で、人口密度は1平方キロメートル当たり52人である。

年人口増加率は2.74パーセントで、平均寿命は男性67.1歳、女性69.5歳となっている。

(2) 民族

イラクは、住民の大半をアラブ人(75パーセントから80パーセント)が占める西アジア最大のアラブ国家であるが、北東部のクルディスタン山地には、クルド人(約15パーセントから20パーセント)が、第2の民族集団を形成しているほか、アゼルバイジャン人、アルメニア人及びアッシリア人が、人口の約5パーセント存在する。

アラブ・シーア派は、主にバグダッド以南(カルバラ、ヒラー、ナジャフ、デイルワールニヤ、サマーワ、ナシリヤ、アマラ、バスラ)、アラブ・スンニ派は、バグダッド以北モスル以南のチグリス、ユーフラテス両川沿いに、クルド人は、バグダッド以北のチグリス川以東及びモスル以北に居住し、それぞれイラン南部、シリアのユーフラテス川流域アラブ・シーア派、トルコ及びイランのクルド人と社会的、経済的に密接なつながりを持っている。

(3) 宗教

イラクの宗教は、イスラム教が国教とされ、クルド人を含む人口の約97パーセントがイスラム教徒である。

その他としては、キリスト教及びその他が約3パーセントとなっている。

イラクは、アラブ諸国では唯一、シーア派が多数派(約60から65パーセント)を占める国である。スンニ派は少数派(約32パーセントから37パーセント)であるが、スンニ派の過半はクルド人のため、アラブ系のスンニ派となると、更に少なく、人口の約15パーセントとなっている。

思想傾向としては、スンニ派が現実主義的・漸進主義的であるのに対して、シーア派は理想主義的・急進主義的となっている。なお、イラクには、ナジャフ、カルバラ、サマーワなどシーア派の聖地がある。

民族・宗教分布図



第2節 国際社会の対応

1 湾岸戦争

1990年8月イラクはクウェートに侵攻した。この侵攻の直後から国際社会は国連を中心としてこれに対応し、安保理決議第678号によりすべての必要な手段をとることを認められた加盟国によって構成された多国籍軍によって、1991年1月から2月にかけての湾岸戦争においてイラクはクウェートから撤退させられることとなった。

湾岸戦争における組織的な戦闘行動は2月28日に停止したが、正式な停戦は、4月3日に採択された安保理決議第678号をイラクが受諾することで発効した。安保理決議第678号は国際的な監視の下、イラクが保有しているとみられる大量破壊兵器、射程150km以上の弾道ミサイルを廃棄することなどを定め、これをイラクが無条件に受け入れることを停戦の条件としていた。

2 国際原子力機関（IAEA）による査察

イラクの安保理決議第678号受け入れにより、国連特別委員会（UNSCOM）及び国際原子力機関（IAEA）による査察が実施されることとなったが、イラクは、大量破壊兵器などについて不完全な報告書を提出したり、査察団の活動の妨害、査察官に対する威嚇を行うなどし、1998年にはすべての査察活動への協力停止を表明、これを受けて査察官が同国を退去するまでの約8年間にわたって、安保理決議に基づく査察活動に対する妨害を繰り返した。査察官が退去した1998年12月以降約4年間にわたりイラクは完全に査察に対する協力を拒否し、イラクの大量破壊兵器は国際社会の監視が届かないところとなった。この間、米英軍によるバグダッド空爆などが実施される一方、「食料と石油の交換」プログラムなどにより経済制裁下においても民生品の輸入を可能としたり、より中立的な査察組織を設置するなど、国際社会はイラクに対する柔軟な姿勢もみせた。しかし、イラクは、湾岸戦争から2002年に至るまで、少なくとも16の安保理決議に反して大量破壊兵器の査察を拒み続けた。

2002年11月8日に国連安保理は、イラクに対し即時、無条件、無制限の査察受け入れを要求し、義務履行の最後の機会を与え、イラクによる更なる決議違反は深刻な結果に直面することとする安保理決議第1441号を採択した。イラクはこれを受け入れたので、同月末より国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）とIAEAは査察活動を再開した。イラクは、査察箇所に対する立入りなどについては妨害しないなど、手続き面で協力する態度はみせたが、過去の大量破壊兵器計画についての疑惑に関する新たな情報をほとんど提供しないなど、実質面での協力は不十分なものであった。

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 対イラク軍事作戦

(1) 作戦の開始

米国は、外交努力を続けることと並行して周辺地域へ兵力を展開し、これは、イラクをして査察に協力させるための圧力となった。一方、イラクが大量破壊兵器の査察に積極的に協力しないため、新たな国連決議の採択への動きなどぎりぎりの外交努力が関係各国の間で続けられた。しかし、安保理による交渉が難航し、最終的な意見の一致が期待できない一方で、米英などはイラクの大量破壊兵器が国際社会の平和と安全に与えている脅威をこれ以上放置できないとし、これを取り除くため、イラクの政権指導部に対する48時間の猶予を与える最後通告の後、2002年3月20日から軍事行動を開始した。

3月20日午前5時30分(現地時間)ごろ、トマホーク巡航ミサイルやステルス爆撃機から発射された精密誘導兵器などにより、事前に収集された詳細な情報に基づいて、フセイン大統領らイラク指導者のごく一部を狙った限定的な空爆が開始された。イラク南部においては空爆と同じ日に、クウェート北部からイラクへの地上作戦も開始された。英軍が主にイラク南部のバスラを中心とする地域の攻略に当たる一方、米軍は首都バグダッドを目標に、イラク南部の砂漠地帯を2方向から進撃した。イラク北部では米軍などにより、イラク軍陣地やイスラム過激派アンサル・アル・イスラムの拠点に対する空爆が行われた。

(2) 作戦の終了

米軍は、4月3日にはバグダッド南西約20kmにあるサダム国際空港に達し、翌日には空港をほぼ制圧、5日には一部部隊がバグダッド市内に侵攻した。その後、バグダッド市内において大規模で頑強な抵抗がみられず、事前に予想された激しい市街地戦が行われることもなく、8日を最後にフセイン政権首脳部は姿を消し、バグダッドは陥落した。こうしてフセイン政権は統治能力を失うとともに市内の秩序は崩壊し、各所で群衆による略奪が相次いだ。また、これに先立ってイラク第2の都市で南部の要衝であるバスラは英軍により制圧され、イラクの首都と南部は米軍などの支配下に収められた。米軍によるバグダッドの制圧に続いて、クルド人武装勢力と連携した米軍は北部戦線で攻勢を強化し、北部油田地帯の戦略的要衝を次々と制圧した。14日には、米軍はフセイン大統領の出身地であり、フセイン政権支持勢力の最後の砦となるとみられていたバグダッド北方約170kmのティクリートを制圧し、イラクのほぼ全城を制圧した。5月1日には、ブッシュ大統領が米国に帰投中の空母エイブラハム・リンカーン上における演説の中で、「イラクにおける主要な軍事作戦は終了した。」と宣言した。

2003年5月22日、国連安保理決議1483号により占領軍として特別の権限が認められた。

4 各国の派遣状況（日本以外26か国）

国名	派遣人員数等
米 国	約13万5,000人
英 国	約8,700人、湾岸地域
韓 国	約3,600人、建設、医療支援団、アルビル
イタリア	約3,100人、ナシリア
ポーランド	約1,700人、治安維持、復興支援、中南部
ウクライナ	約1,450人、治安維持等、ワシト
グルジア	約900人、治安維持、バグダッド等
ルーマニア	約730人、治安維持等、ヒッラ、ナシリア等
デンマーク	約500人、地雷処理、警察支援等、バスラ
ブルガリア	約450人、治安維持、カルバラ
エル・サルバドル	約380人、治安維持、人道支援、ナジャフ
オーストラリア	約920人、治安維持等
モンゴル	約180人、ポーランド師団下で警備活動
アゼルバイジャン	約150人、治安維持、カルバラ
フィジー	約150人
ラトビア	約120人、巡察、警護、治安維持等
チェコ	約110人、憲兵による警察支援活動
リトアニア	約120人、巡察、治安維持等
スロバキア	約100人、地雷処理等、ヒッラ
アルバニア	約70人、治安維持等、モスル
エストニア	約60人、巡察、輸送支援等、バグダッド
アルメニア	約50人
マケドニア	約30人、司令部活動等、バグダッド近郊
カザフスタン	約30人、工兵による爆発物処理等
ノルウェー	約10人、司令部要員のみ
シンガポール	艦船（LST）による支援

資料源：globalsecurity.org、各紙（2005.3.15）

第1編 イラク人道復興支援行動史

展開状況



第3節 我が国の対応

イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会として、イラク国民による国家再建を目指した自主的な努力を支援するため、2003年5月22日、安保理決議第1483号が採択され、国連加盟国にイラク支援のための取組が要請されることとなった。

我が国は、同決議を踏まえ、国際協調の下、我が国の国益にとって非常に重要であるイラクを含む中東地域の安定の確保のため、我が国にふさわしいイラク復興支援などへの取組を行うことは当然であるとの観点から、現行法で実施可能なものを着実に実施するとともに、更なる協力について幅広い見地から検討を行った。

一方、イラク国内は、電力、通信(電話)、塵芥収集、下水処理、燃料供給などのライフラインの機能が十分機能していない上、医療(病院)・教育(学校)などの行政インフラが未だ不十分であり、人道面や生活インフラの面で厳しい環境にあった。また、治安上については改善の方向に向かっているが、未だ安定していなかった。各国軍隊への期待は、輸送、補給など様々なものがあるが、このような環境下において効果的な活動を遂行できる自己完結性を備えた自衛隊の能力を活用することが必要であり、また、文民による活動の必要性もあると考えられた。

政府は、このような状況や、安保理決議第1483号を踏まえ、イラクの復興などに対し、我が国にふさわしい貢献として、自衛隊と文民による人道復興支援などのための活動を行うことが必要との結論に至り、2003年6月13日、このための法案として「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法(イラク人道復興支援特措法)案」を通常国会に提出した。同法案は、7月4日、衆議院を通過、7月26日には参議院で可決、成立した。

これを受け、同年12月以降、自衛隊は順次部隊を現地に派遣し、外務省と連携しながら、医療、給水、公共施設の復旧・整備、人道復興関連物資などの輸送(人道復興支援活動)を中心とした活動を行った。また、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラクの国内の安全と安定を回復する活動の支援(安全確保支援活動)も行った。

また、政府は、世界食糧計画(WFP)より、イラク周辺国などにおいて自衛隊機による輸送協力が得られれば、関係国際機関などの活動のための人道救援物資の輸送が一層効果的になる、との要望があったことなどを踏まえ、7月4日、国際平和協力法に基づくイラク被災民救援国際平和協力業務を行うことを閣議決定した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

第4節 イラク復興支援活動の特性

1 全 般

(1) 国際連合の統括外での活動

ア 独自で支援活動の枠組み構成

イ コアリション・フォースとの連携しての活動

イラクの戦後復興における陸自の役割は、あくまで人道復興支援であり、コアリション・フォースの一員としての地位を有さないものであった。

しかしながら、陸自の活動が、コアリション・フォースの全般作戦に影響を及ぼす事を考慮して、綿密な調整をする必要があった。

(2) 不慣れた環境下での活動

ア アラブ社会

イ 酷暑の砂漠地帯

2 任 務

(1) 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動

自衛隊の部隊等による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟にこれらの活動を実施することとする。

(2) 医療（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動）

病院の運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導を行うとともに、状況に応じ、地域住民等の診療を実施する。

(3) 給水（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）

河川等の水を浄水し、生活用水の不足する地域の住民に配給する。

(4) 学校等の公共施設の復旧・整備（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第3号に規定する活動）

学校、灌漑用水、道路等の公共施設の改修を実施する。

3 活 動（地域住民からの高い期待感と支援能力とのギャップ）

(1) 地域住民にとっては、1980年代に日本が実施したODAの強いイメージもあり、日本の高い経済力と技術力に対する期待感が極めて大きく、中・長期にわたり多くの雇用を創出することのできる大型プロジェクトを望む声が大きかった。

(2) 陸自の能力には限界があり、現地住民が望む規模のプロジェクトを行うことは不可能であった。一方、イラク派遣当時の治安情勢下において、ODAや民間企業による比較的規模の大きいプロジェクトを行うこともまた困難であった。

(3) 治安情勢の不安定な中における復興支援に際し民心を捉えるためには、目の前の問題に迅速に対処する短期的なプロジェクトを実施するとともに、他省庁との連携により中・長期的な復興のグランドデザインを確立することが重要であり、ひいてはこれが民心の獲得と相まって、治安の安定につながっていくものとなった。

第1章 総説

4 派遣期間

2年6か月、支援群を約3か月交代、業務支援隊を約6か月交代で派遣

5 編成

(1) 約600名の枠内で、支援群約500名、業務支援隊約100名を編成

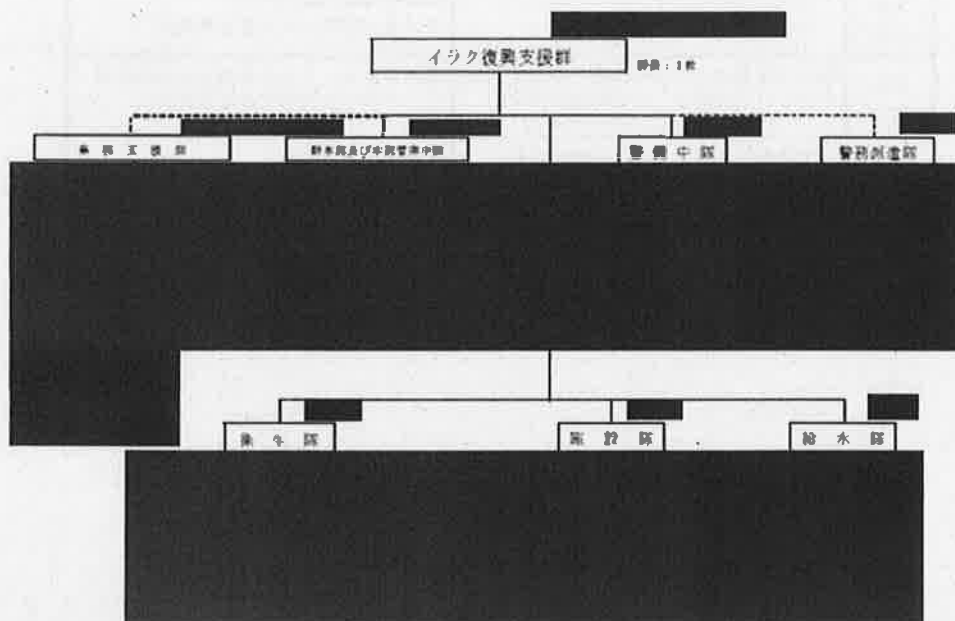
編成管理官：支援群は方面総監、業務支援隊は陸幕長

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

(4) 派遣部隊の成果報告等を受け、逐次編成の見直し実施

派遣部隊の編成（一例：#2次群）



6 装備

(1) 任務、気象等の特性に応じた装備（民生品を多数併用）

(2) 安全確保のための防護力強化処置

7 教育訓練

(1) [REDACTED]

(2) 第2次支援群以降、前派遣部隊からの教訓事項等を反映した準備訓練を実施

8 その他

(1) 派遣大綱において、教訓業務計画を明確に示した初めての活動

(2) 外務省との連携（民事活動）

第1編 イラク人道復興支援行動史

9 過去のPKOとの比較

区 分		過去のPKO	イラク人道復興支援活動
活動の枠組み	法律上	・PKO協力法：恒久法 ・関係行政機関を総括する国際平和協力本部が存在 ・平和維持活動、国際救援活動、選挙監視活動	・イラク特措法：時限立法 ・協力関係のため、関係行政機関を総括する組織が不十分 ・人道復興支援活動、安全保障支援活動
	形態	国連の傘下での活動 （兵站支援基盤は国連が設定）	日本独自の活動 （兵站支援基盤を独自で設定）
活動内容		・国連が活動内容を決定 ・復興支援	・自ら活動内容を決定 ・イラク国民への人道復興支援
治安情勢		紛争当事者同士の停戦合意、中立性が保たれている状況で、比較的治安は安定	砲弾等落下、IED事案が散発的に発生、PKOと比較すると不安定
その他		・気象条件に対する対応比較的容易 ・宗教的配慮比較的名し	・過酷な気象条件 ・砂漠地帯：砂塵（砂嵐）、高温乾燥 ・イスラム社会に対する配慮

第5節 陸自部隊のイラク人道復興支援特措法に基づく活動及び成果

1 医療活動

(1) 実施内容

- ア 派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において実施
 - ・現地医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言
 - ・我が国から供与された医療器材の使用方法的指導・助言
- イ ムサンナ県の救急車搭乗員に対する技術指導
- ウ 医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援

(2) 実績

医療技術指導 277回

(3) 成果

- ア 基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、我が国の支援前に比べ約1/3に改善
- イ 救急医療能力が向上

2 給水活動

(1) 実施内容

浄水設備が2005年2月4日に設置されるまで、サマーワ宿営地において浄水及び給水車への配水を実施

(2) 実績

給水支援 合計53,758トン

(3) 成果

復興当初の水不足はおおむね解消

3 公共施設の復旧・整備活動

(1) 実施内容

- ア ムサンナ県内の学校の壁、床、電気配線などの補修
- イ 現地住民が使用する生活道路の整地、舗装
- ウ その他施設の補修
 - ・診療所施設
 - ・サマーワの養護施設、低所得者用住居
 - ・ウルカ浄水場、ルメイサ浄水場
 - ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設

(2) 実績

公共施設の復旧・整備 133か所

(3) 成果

- ア ムサンナ県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
- イ 生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上
- ウ ムサンナ県民の生活、文化に潤い感を供与

第1編 イラク人道復興支援行動史

4 現地雇用

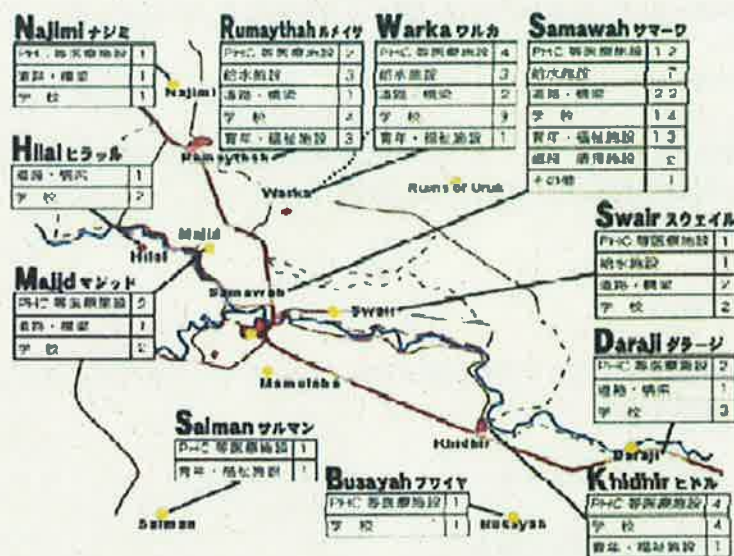
(1) 実施内容

- ア 公共施設の復旧・整備に現地企業を活用
- イ 宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用

(2) 実績

延べ約48.8万人を雇用

公共施設の復旧・整備 133か所の内訳



役務雇用人員



医療支援



第6節 海上・航空自衛隊の部隊による活動

1 海上自衛隊

海上自衛隊は、2004年2月20日以降、陸自派遣部隊の派遣開始時に陸自が使用する車両約70両などを、輸送艦「おおすみ」、護衛艦「むらさめ」の2隻の艦艇、人員約300名の派遣海上輸送部隊をもって、室蘭からクウェートまで海上輸送した。

2 航空自衛隊

航空自衛隊の部隊は、2003年12月26日以降、C-130H輸送機3機、人員約200名の派遣空輸隊を順次派遣して、2004年3月3日以降、陸自派遣部隊の補給物資のほか、医療器材など、我が国からの人道復興関連物資、関係国・関係機関が行っている人道復興関連の物資・人員などを空自C-130H輸送機により輸送した。

陸自部隊撤収後は、国連及び多国籍軍等のニーズに応えるべく活動を継続し、国連が活動するバグダッドやエルビルに対する空輸も含めて、国連及び多国籍軍への支援を実施している。

また、2004年4月、イラク国内において日本人を含む外国人の誘拐事件が多発する中、陸自派遣部隊の活動を取材するためにサマーワに滞在する取材員の退避が外務省を通じて依頼されたのを受け、同月15日、陸自派遣部隊と連携して、報道関係の在留邦人10名を、C-130H輸送機をもって、タリル飛行場からクウェートまで輸送を行った。

第1編 イラク人道復興支援行動史

第 2 章 派遣準備

第1編 イラク人道復興支援行動史

第1節 全 般

1 陸上自衛隊の派遣構想決定に関する事実経緯

平成15年5月に訪米した小泉首相（当時）は、ブッシュ米大統領との日米首脳会談においてイラクへの日本の関与に関し「主体的に何をなすべきかを考え、積極的役割を果たす」と発言した。その後、6月および9月に自衛官を含む政府調査団が派遣され、10月にイラク南部サマワにおける給水、医療、建設・補修等の実施を検討することが既定された。この既定に基づき、11月に専門調査チーム(PDSS)による調査が実施され、その結果を得て12月9日に基本計画が閣議決定された。そして翌平成16年1月16日に陸上自衛隊先遣隊が出国したわけであるが、この間、7月26日にイラク人道復興支援特措法が成立し、9月に自民党総裁選、11月に衆議院総選挙が実施された。また、[] 基本計画決定を受けて本格準備に移行した。

2 派遣目的と目標の決定

派遣構想の基本となる派遣目的と活動目標（活動内容・地域）については、派遣目的を決定する政治と活動目標としての活動内容・地域を具体化する自衛隊との相互作用により逐次具体化していった。つまり当初、派遣目的には対米支援から復興支援までの幅があり、定まっていなかった中で、数度にわたる現地調査、情勢分析、政府と自衛隊間の調整等を通して現地ニーズや実行の可能性を明らかにしていった。これによって活動内容や活動地域の検討から派遣目的が絞られていくというように、派遣目的および活動目標が相互に影響を及ぼし合いながら最終的に定まっていたのである。すなわち、派遣目的を人道復興支援とし、活動目標としての任務は医療・給水支援、施設の復旧・整備等の人道復興支援活動であり、活動地域はサマワ地域ということが決定されたのである。ただし、日本国としては航空自衛隊の活動等も含めて、対米支援を切り捨てたわけではなかったといえる。

また、イラク特別措置法成立から基本計画決定までに4ヶ月余を要したわけであるが、この間に自民党総裁選、総選挙等の政治日程があったことも少なからず影響した。なお、[]

3 教訓事項

- (1) 派遣目的と活動目標である任務および活動地域は、相互に作用しつつ確定される。
- (2) 目的と目標が確定されていく過程において、現地調査等に専門的識能を有する自衛官の参加が必要であり、自衛隊側が支援ニーズを見極め、実行の可能性、部隊の重さ等を政治サイドが理解できるように、軍事的側面から政治を補佐することが重要である。
- (3) [] しかしながら、派遣は政治が決定するものであり、それは各種の政治的要因によって遅くなる場合もあるが、派遣決定後は速やかな部隊の派遣が期待されることから、派遣決定に伴って速やかに部隊を派遣できる態勢を整備することが重要である。

第2節 陸幕の準備した活動基盤及び教訓・提言

1 人事—人事・留守業務(家族支援)

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 全般

過去の国際平和協力と比較した場合、イラクの事態は予断を許さない状況であったため、米軍及び他国の事例を参考に自衛隊独自の対応要領、特に家族支援態勢を確立した。

また、イラクにおける活動は、予断を許さない状況であることのみならず、その任務は複雑であり、また事案等発生は、外交、政治に与える影響が大きいことから、要員選定を慎重に行って、部隊を編成・派遣した。

更に、イラクでの活動は、従来の国際平和協力活動と比較した場合、不測事態等が予想されるものであり(実際に派遣間、邦人の誘拐・殺人事案、迫撃砲等着弾事案等あり)、隊員が自由に外出し生活必需品等を購入することができない等隊員の不満が蓄積されることから、隊員の厚生等の充実を図る必要性があった。が、しかしこれまでの国際平和協力活動においては、共済経費による現地調達には枠組みがなかったため現地調達できなかった。また、戦力回復は、派遣の都度検討する枠組みとなっていた。

イ イラク派遣以前の人事業務(15.4以前)

(ア) 補 任

陸上自衛隊は、イラク派遣以前の国際平和協力活動等に所要の要員を派遣する等、今後の国際平和協力活動に有用な人材(柔軟な状況判断能力、外交交渉能力、省庁間調整能力、語学能力等)を育成していた。

(イ) 派遣間の隊員の処遇

共済組合による売店は過去に実績がなく、派遣部隊自らが日本で必要な品を購入し、現地に搬入して売店活動を実施していた。

戦力回復は、従来、原則その派遣国で実施していた。(派遣国外に行く隊員は自己計画・航空賃は自己負担であった)

(ウ) 留守業務

留守業務は、イラク派遣以前から、国際平和協力活動(ゴラン、東ティモール)において実施しており、今回は陸幕厚生課に留守業務センター(センター長は厚生班長兼務、陸幕定外勤3)、当該方面隊に方面留守業務センターを設置して、主に派遣隊員と留守家族との間の連絡業務を行った。

ウ イラク派遣の準備(15.4～8)

留守業務は、米軍のFamily Support Programを参考にし、これまでより範囲を拡大した「家族支援」という概念に整理した。そして、TV電話、衛星電話、メール等の整備を検討した。(※留守業務：留守家族と隊員間の手紙、慰問品等の郵送、家族に対する新聞の発行等従来実施してきた業務、家族支援：上記概念に隊員の安否情報を家族に対して提供することを追加(注：当時はあくまで派遣隊員の留守家族に限定されたものであった))

第1編 イラク人道復興支援行動史

エ 不測事態の通知要領の確立と事前予行（15、10～11）

不測事態等における通知要領は、各方面隊における通知者を連群長等の部隊長とし、陸幕厚生課、広報室等が支援することとした。

この際、通知を受ける者（家族側）を事前に確定し、居所を掌握するため、従来の留守家族名簿では、連絡先が1カ所であったのを、正副2カ所の留守家族の居所を掌握することとした。

不測事態の通知について、方面、陸幕更には庁で訓練を実施した。

オ 業務支援隊要員の選定（15、10下旬）

陸幕は、主として業務支援隊の主要な要員（隊長、

訓練）を選考し、これと並行して方面隊は、支援群の要員を選考した。

（2）教訓

ア 不測事態等対処に関する教訓

（ア）家族支援

a 従来の「留守業務」から「家族支援」に拡張して業務を遂行

派遣前、家族説明会を実施することにより、家族の不安を除去するとともに、派遣中に不測事態等が発生した場合、マスコミから家族に報道される前に、部隊から家族に通知できるように、3時間以内という目標を確立して、家族に対して連絡できるよう情報提供態勢を確立した。

b 地方協力本部による対象要領の確立

家族支援において、何かあった場合、地方協力本部がどの様に対処するのか教育が欠けている。マニュアルみたいなものを作成し、地本による対処要領を確立する必要がある。

（イ）死亡等発生時の処遇改善

賞与のつ金は、通常6000万円（警察・消防は9000万円）のところ、イラク復興支援活動においては、最高授与額を9000万円とすることができた。

イ 要員選考に関する教訓

（ア）要員選考時期の調整

今回の派遣の要員選考においては、健康診断等の所要も含めて、を要した。選考には一定の期間を必要とすることから、要員選考の準備となる準備通達の発簡時期、要員選考の期限となる準備訓練の開始時期との調整が重要である。

（イ）国際活動等の経験を考慮した選考

国際活動等の経験、国際活動特技の取得等を考慮した要員選考により、活動における人的基盤を確立することが重要である。

（ウ）部隊長等中核要員の先行的配置

派遣部隊の部隊長等の中核要員候補者については、支援群を編成する方面隊の要望に基づき、派遣前の適切な時期に当該方面隊に補職し、支援群の人的基盤を確立した。陸幕としては、当該方面隊の人的特性に応じ、先行的に補任上の処置

を実施することが重要である。

ウ 派遣間の隊員の処遇に関する教訓

共済組合による売店の運営は、今回の派遣において初めての施策であった。特に、カードシステムは、現地で現金の持ち合わせのない隊員にとって画期的なシステムであった。しかし、その運営は、必ずしも隊員のニーズを満たすものではなくその運営要領に関して、今後検討する必要がある。

【(一例)日本のタバコは、隊員に人気があったが、店頭に並ぶとすぐに売り切れ、品不足の状態が続いた。逆に、シャンプーは、風呂場に備え付けられていたので、隊員が購入する必要がなく、常に棚に並んだ状態であった。】

【米軍の基地の売店は品揃えが豊富で、米軍基地の売店に行くのが、非常に楽しかった、との当時の派遣隊員の証言あり。】

(3) 提言

ア 補任に関する提言



イ 家族支援に関する提言



ウ 死亡等発生時の処遇に関する提言



エ 派遣間の隊員の処遇に関する提言



第1編 イラク人道復興支援行動史

2 警務（派遣警務隊の司法警察権限（捜査権限）に関する調整）

（1）陸幕の準備した活動基盤

ア 派遣警務隊の司法警察権限（捜査権限）に関する主要な調整会議等

（ア）15. 10

- a イラクにおける司法警察職務に関する確認事項案出
- b イラクにおける警務官の司法警察職務遂行要領検討会
- c 在イラク日本国大使館付L.Oに対する裁判権及び捜査権等に関する確認
- d クウェートとの地位協定確認

（イ）15. 12

- a イラクにおける警務官の捜査権限に関する法務省との調整会議
- b CPA指定17号（専属的裁判権の保有、刑事、民事行政上の逮捕、拘留法的手続きからの免除）を承認する書簡確認
- c イラクにおける捜査要領等に関する人事教育局との調整会議
- d イラクにおける日本人外交官殺害事件に係る警察の対応等確認

（ウ）16. 1

- a オランダ軍兵士の発砲事件に関する処置確認
- b 対応地検に関する人事教育局との調整会議

（エ）16. 2

- a 対応検察庁及び警務官の捜査権限に関する法務省との調整会議
- b イラク・クウェートにおける警務隊の捜査権限に関する防衛庁・法務省・外務省との調整会議

（オ）16. 3

- a クウェートにおける警務官の捜査権限確認
- b イラクにおける警務官の捜査権限に関する人事教育局との調整会議
- c イラクにおける警務隊の捜査権限に関する法務省との調整会議

（カ）16. 4

イラクにおける警務隊の捜査権限に関する法務省との調整会議

（キ）16. 5

イラクにおける警務隊の捜査権限に関する外務省との調整会議

（ク）16. 5

隊員が犯罪を犯した場合及び隊員が被害者となった場合における警務官の捜査権限行使の範囲等について、防衛庁、法務省、外務省の間で合意に至った。

※ 合意内容（骨子）

- ① 隊員が犯罪を犯した場合は、任意・強制を問わず警務官が捜査することができる
- ② 隊員が被害者となった場合は、一義的には、現地当局（イラク警察等）に捜査・処罰を委ねるとするも、一定の範囲内での任意捜査は可能とする。なお、イラクにおいて隊員が被害者になった場合の捜査権限の行使に関してはイラク暫定政府等と外交交渉中である。

(ケ) 16. 6

クウェートにおける警務官の捜査権限（質問事項に対する回答）確認

イ 国内における捜査手続きに関する調整

国外において活動する隊員の関与した犯罪についての対応檢察庁については、平成4年9月の第1次カンボディアPKOの際に「編成完結地を管轄する檢察庁」とすることで法務省と合意し、以降の国際平和協力活動についても、これに倣ってきたところである。しかしながら、イラク復興支援活動においては、イラク国内の情勢から、これまでの海外での活動に比して武器使用に係わる事案発生の可能性が高く、かかる事態において司法手続きが行われる場合には、法務省・檢察庁と緊密な連絡・調整を行う必要があることから、調整を進めた結果、以下のような要領で実施することとなり、今後の国際平和協力活動についても同様の要領で実施することとなった。

(ア) 対応檢察庁は、東京地方檢察庁又はその他の地方檢察庁とし、最高檢察庁が指定

(イ) 国外で発生した警務隊扱い事件・事故のすべてを東京地方檢察庁に通報

(2) 教 訓

犯罪捜査に関する地位取り決めに関しては、クウェートとは派遣前に締結できたが、イラクとの間においては、地位取り決めの相手先の機能状態及び治安等の関係から、派遣間最後まで、取り決めが締結されなかった。また、法務省及び外務省との合意に関しても派遣後であった。これは、国際法上は警務隊の犯罪捜査に大きな問題を生ずるものではないが、国内的には懸念事項であり、合意に至るまでに現地において事案が発生しなかったことは幸いであった。

このことから、国外任務を行う相手国との犯罪捜査に関する地位取り決め、国内における捜査手続きに関する調整を本隊が派遣される前に行う必要がある。

(3) 提 言

ア 犯罪捜査に関する地位取り決めの早期締結

犯罪捜査に関する地位取り決めにおいては施設内における犯罪捜査を適正に実施するための合意のみならず、施設外における犯罪捜査を適正に実施するための取り決めを早期に締結することが必要である。

イ 調整、連携機能の確保

国外任務においては、現地において大使館や現地捜査機関、各国憲兵隊等との犯罪捜査に関する調整、連携の確保等を実施する必要があることから、

第1編 イラク人道復興支援行動史

3 衛生・メンタルヘルス

(1) 衛生

ア 陸自の準備した活動基盤

(ア) 衛生派遣の枠組み

a 15. 5頃 衛生支援要領の検討開始

衛生部でイラク派遣部隊に対する衛生支援要領の検討を開始

焦点：現地医務室の「医療レベル」と「不測事態への対応」

b 15. 8頃 現地医療レベルを「レベル2 + α」と設定

後送系統（後送病院、後送手段等）や多国籍軍との連携（調整）が不明確であり、自己完結性を追求すべく「全身麻酔下での外科手術」が可能な体制を保持

また、後送基準として入室日数が7日を超える患者等と決定、ただし衛生ヘリの派遣は見送られた

c 15. 9. 14～10. 9 政府調査団（医官1名）による現地確認

人道復興支援活動に「医療支援」の可能性を含め現地調査を実施。新たに現地医療支援活動（人道支援）を概定

帰国後、直ちに医療支援要領（「直接医療支援」又は「間接医療支援」）の検討を開始し、現地の医療支援ニーズや諸外国軍の医療支援に対する評価、安全性及び撤退の容易性等を考慮し「外務省ODA器材供与と連携する医療技術支援（間接医療支援）」が適切と判断

d 15. 10頃 派遣規模の縮小により衛生隊を に修正

この際、政治的配慮として派遣する医官の数は

派遣規模の縮小に伴う、衛生隊規模での 編成は他の要員への業務負担が大きく、また、本部病院の診療業務などの現業へ大きく影響

e 15. 12頃 外務省と医療支援でのODA活用を検討

現地病院での医療器材の不足を踏まえ、外務省にODAでの医療器材の供与を打診し、ODAの医療器材を陸自が技術指導する枠組みを提示（過去に外務省は、イラクの現地病院にODA医療器材を供与済み）

f 16. 1以降 現地調整による衛生体制を確立

サマーワでの不測事態対処として、蘭軍との協同訓練を先遣隊のサマーワ到着後一週間で実施。更に、サマーワからの緊急患者ヘリ後送、クウェートでの後送病院や米軍野戦病院等の利用について、多国籍軍及びクウェート保健局と調整

g 16. 6頃 衛生隊の編成の見直し

現地での医療器材使用に関する技術指導や現地での防疫業務の増大、現地での医官ニーズの激少により編成を見直し、第4次支援群から （特に、迫撃砲の攻撃等により外出制限による活動減少が理由ではなく本来の適正数に戻したもの）

(イ) 健康診断基準及び予防接種の検討

- a 健康診断基準は、UNMIS E T (東ティモール) の基準にイラク環境の特殊性を加味し、問診等での精神科疾患の既往の有無を重視

また現地での隊員間相互輸血を考慮し、HIV抗体、梅毒検査、不規則性抗体、HTLV-1抗体検査等を追加

- b 予防接種は、イラク近隣での感染症発生情報、現地調査結果及び関係軍の情報からA型肝炎、髄膜炎ワクチン、痘瘡ワクチン等の接種と抗マラリア薬を内服(髄膜炎ワクチン等の国内未承認ワクチンの取得については、関係省庁に許可申請し輸入取得)

- c 15. 10頃 業務支援隊一次要員及び第1次支援群要員の選考時の健康診断及び予防接種を開始

HIV抗体検査及び痘瘡ワクチンの接種については、中隊長等及び実施医官が事前説明を行い、隊員本人から承諾書を取得した上で実施

- d 16. 3. 9 現地情報による内服薬の見直し

業支隊医務官の現地での情報収集の結果(蘭軍の調査結果及び現地での患者発生状況)、サマワ地区の勤務者では抗マラリア薬の内服を中止(バスラ及びバグダッド連絡官は継続)

- e 16. 5. 26 健康診断基準に基づく要員選考要領の変更

(ウ) 医療施設・衛生資材等の準備

- a 15. 9頃 国内未承認ワクチンの取得及び血液、麻薬等の輸出調整

予防接種の種類の決定に伴い国内未承認ワクチン(腸チフス及び髄膜炎ワクチン)の輸入処置、初度緊急血液、麻薬、向精神薬の輸出の手続について内局衛生官を通じて厚生労働省及び経済産業省への許可申請手続きを実施し取得

- b 15. 11 長官準備指示(発令)により準備を本格開始

- c 15. 11頃 現地医療施設についての検討

現地での不測事態対処更には厳しい環境を考慮し、医療施設について検討を深化した結果、可及的速やかに初期外科能力を確保するため、可搬式シェルターの調達及びその空輸が必要と判断。また、医療施設は、過酷な環境を考慮し、野外手術システムの活用や医務室のプレハブ化の追求を決めるとともに、現地への展開状況を考慮し、段階的な医療施設の開設を決定

- d 15. 11頃 救急車の赤十字の抹消(非表示)

イラクでは宗教的な理由で、赤十字表示が赤新月であり、赤十字マーク自体が攻撃の目標となる恐れがあるため、部隊・隊員の安全性の観点から赤十字を

第1編 イラク人道復興支援行動史

非表示とした。

e 16. 1. 16 衛生器材、医薬品等の初度補給を実施

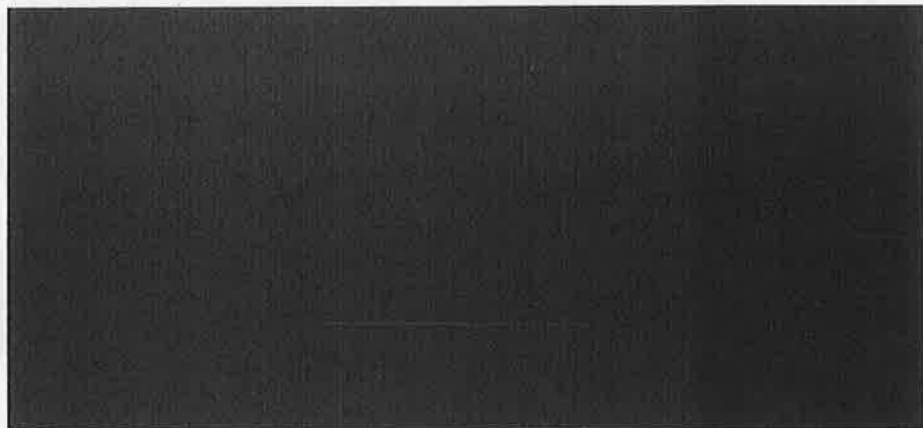
15. 11に用賀支処から衛生補給品を北海道補給処に発送し、同処から現地での技術指導用衛生器材も含めて初度補給を実施

16. 5に用賀支処からの第1回衛生補給品の追送を実施、初度補給に引き続き計29回の追送

f 16. 2頃 現地での抗血清（蛇毒・サソリ毒等）の取得

イラク国（特に南部地域）での有害動物情報からクサリヘビ等の多価抗血清が必要と判断し、湾岸諸国でしか流通していなかったため現地で緊急調達を実施

（エ）衛生科要員の教育訓練



イ 教 訓

（ア）派遣の枠組みに関する教訓

a 自隊医療レベルの決定は派遣任務、派遣国の医療環境及び派遣形態（国連、多国籍軍との連携）を考慮することが必要

派遣形態が不明確な場合や不測事態への対応を要する任務の場合には、救急救命機能や初期外科治療能力を重視した編成及び装備の保持が必要である。この際、求められる機能発揮に必要な人員や器材及び医療施設の現地展開時期や要領に配慮しなければならない

b 衛生科部隊の編成には柔軟性が必要

（a）当初の編成検討から規模が縮小され、

このため、医療施設の開設・管理運営、防疫活動等において、他の医療従事者の負担が増大した。衛生科部隊の編成においては、部隊運用を考慮した有資格者の適正確保による編成構築が必要である。この際、部隊編成においては、衛生隊の派遣ではなく、野外病院部隊の派遣と認識しする必要がある。

なお、医療施設の開設は、施設科部隊との協同業務として対処した。

(b)

このように、編成は現地の状況に合わせ柔軟な見直しを行うことが必要である。

なお、医官派遣数は、現地の状況変化のみならず、国内における病院運営の困難化や医官退職問題等の国内の状況変化から検討が必要であり、今回は医官要員確保のため、地区病院の診療科を一部閉鎖する状況も生じたことから、今後は、予備自衛官（医者）等の活用についても検討が必要である。

(イ) 健康診断基準及び予防接種に関する教訓

a 健康診断及び予防接種期間の確保およびデータ管理の整備が必要

健康診断の実施には検査内容、検査判定期間等により一定の期間を要するが、派遣（準備訓練）までの短期間の場合には未判定状態での派遣準備（準備訓練）となる。特に、予防接種については、8種類のワクチン接種に約9週間の期間が必要であったが、一部ではその期間を確保できない場合があった。

このため、早期の要員指定（根拠の発簡）、ワクチン歴や健康診断結果のデータ管理システム等の整備による効率的な業務の実施が求められる。

b 予防接種の責任管理等の明確化が必要

痘瘡ワクチンの接種においては、極希に副反応症状や接触者に影響が出る可能性があり、本人の同意を得る必要があった。

今後、予防接種における組織の責任管理、実施要領等について明確化が求められる。

（今回は、庁の生物兵器対処委員会での了承のもとに、衛生参事官から接種可能と指示を受け、陸幕から接種を指示、ただし、アトピー性皮膚炎を有する者など副反応（予防接種等で好ましくない変化を副反応という）が予想される場合は本人の同意で接種猶予とし、患者発生時接種とした。）

c 現地での輸血確保手段の確立が必要

イラク派遣における輸血の確保に関しては、使用有効期限（21日間）や温度管理（4℃管理）及び国外に持ち出す際の法律的問題（厚生労働省及び経済産業省）から、隊員間相互輸血を基本としたが、要員選考に大きな影響を与える輸血の確保については、派遣国の衛生環境に左右されないような安定した輸血確保ができる冷凍血液の確保、全人血液等の輸送手段の確保等を進めることが必要である。

d 継続的な医療情報の取得は極めて重要

第1次業務支援隊医務官からのマラリアに関する現地サマワで感染症発生状況の詳細な調査や多国籍軍の医療情報の提供により、マラリア薬内服についてサマワ、クウェート分遣班での内服を中止し、バスラ及びバクダット連絡官のみ継続内服とすることができた。

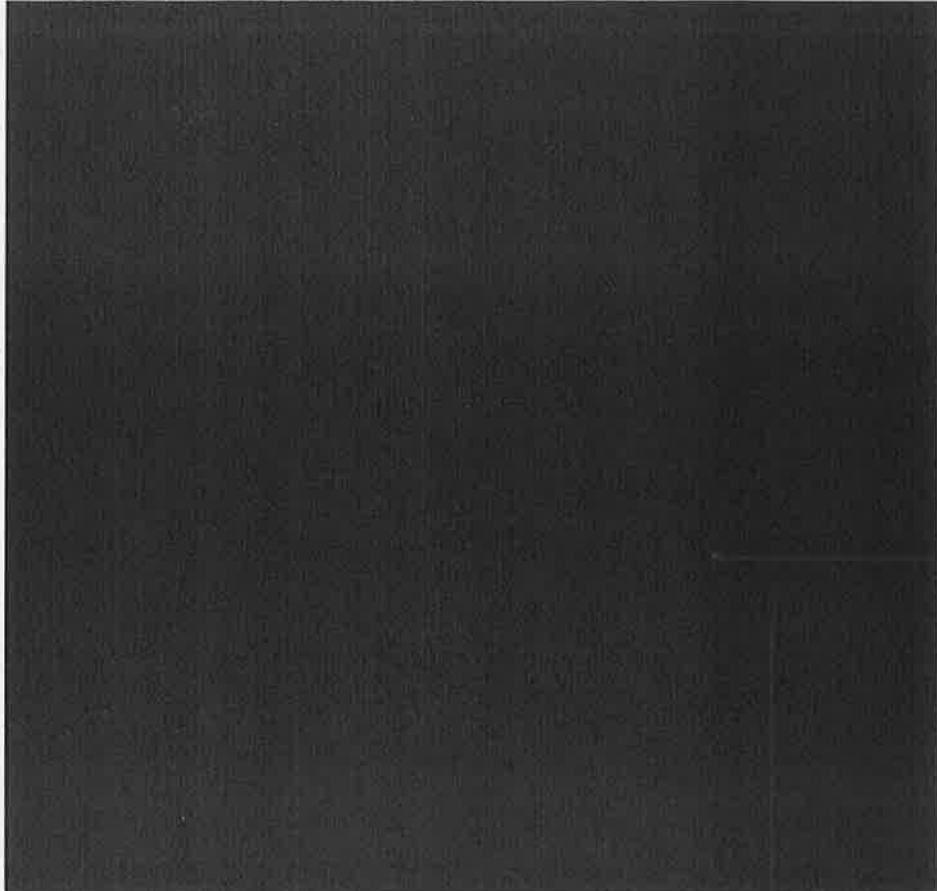
日頃からの衛生地誌の整備とともに、現地での関係機関との積極的な医療情

第1編 イラク人道復興支援行動史

報の収集活動が必要である。

また、衛生隊自らが現地吸血昆虫の採取調査を一年間継続して実施した。風土病を媒介する砂バエ等の発生時期を把握し風土病への対応を容易にした。これは、多国籍軍医療関係者から絶賛された調査でもあり、多国籍軍等にも情報を提供できる態勢の整備が必要である。

(ウ) 医療施設・衛生資材等の準備に関する教訓



(エ) 事前の衛生訓練に関する訓練



第2章 派遣準備

ウ 提 言

(ア) 派遣の枠組み

(イ) 健康診断基準及び予防接種に関する提言

第1編 イラク人道復興支援行動史

(ウ) 医療施設・衛生資材等の準備に関する提言

(エ) 事前の衛生訓練に関する提言

(2) メンタルヘルス

ア 陸幕の準備した活動基盤

(ア) 戦力回復に関する検討

- a 戦力回復施策は、PKOにおける現地厚生活動支援施策として実施
- b イラク派遣においても、「陸上自衛隊イラク復興支援部隊派遣大綱」別紙「人事計画」中、付紙「福利厚生計画」の中で、「人的戦闘力回復のための厚生活動支援」として計画
- c 16. 3中旬

派遣部隊より「4月中・下旬から休養を取らせたい」旨連絡があり、その際、派遣国以外の国の要望があったため、派遣国の周辺国について検討した。また、戦力回復の「枠組み」について具体化されていなかったため、枠組みの検討も実施した。

枠組みの検討の開始と並行して旅行会社等からの情報収集を実施した。幕内関係所掌（厚生課、会計課、法務課、服務室、国際協力室）との協議を実施

第2章 派遣準備

d 16. 4 上旬

復興業務支援隊（第1次要員）の戦力回復の必要性に迫られ、内局厚生課・人事第1課及び運用局衛生官と調整開始。この際、周辺国における休養について、戦力回復を公務、休暇のいずれにするか及び、実施地域にクウェートを含めるか否かを議論。

e 16. 4. 22～23

人事部長と人教局長との協議により、戦力回復地域は派遣国以外の周辺国とし、隊員は休暇等として戦力回復をさせることとなった。

f 16. 4. 26 事務次官、副長官、長官の了承

g 16. 4. 27 官邸連絡会議において説明し、了承

決定した枠組みとしては、業務支援隊の隊員が約6ヶ月という長期の派遣となることからそのおおむね中間期において、隊員の業務遂行能力を維持・回復させるため宿营地（派遣先国）以外の場所で休養を付与することとし、休養期間は約6日間、休養場所は派遣先国の周辺国、移動手段はサマーワ・クウェート間の物資輸送の車列及びクウェートから休養先へは民航機を利用することにした。

h 16. 4. 30～6. 22 第1次業務支援隊77名が戦力回復実施（5日／1人）

なお、休養先はドバイとしたが、これは、休養するための施設の存在、安全性、緊急時におけるクウェートとの交通の便を考慮し、決定したものである。

(a) 予算

5泊の戦力回復のための予算を確保（予算科目：職員厚生経費）

(b) 戦力回復事業実施の概要

1 活動地域外であるアラブ首長国連邦（ドバイ）で戦力回復を実施（5泊）

2 宿泊費等（移動経費除く。）を国費により負担

i 16. 9. 10～12. 23

第2次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

j 17. 3. 10～6. 8

第3次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

k 17. 8. 24～12. 7

第4次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

l 18. 2. 23～4. 27

第5次業務支援隊 戦力回復実施（5日／1人）

(イ) 精神疾患及びPTSD等への対処についての検討

イラクにおける活動に関しては、現地での過酷なストレス環境のみならず、惨事が発生した場合のストレスによる精神疾患等の発生が危惧された。このため平成15年8月に衛生検討Gpは予防及び対処法として、以下の段階での検討を実施した。

第1編 イラク人道復興支援行動史

a 予 防

要員選考時における精神疾患等の既往歴を重視し、要員から排除するとともに、準備期間におけるカウンセリング態勢を確立する。

b 早期発見

現地におけるカウンセリング態勢を確立するため、カウンセラーや医官と部隊長等との連携要領を確立する。

c 治 療

テレメディスン等を用いて、中央病院精神科医官との連携を図り、現地の内科医官及びカウンセラーが応急処置を実施する。

d 後 送

日本への後送の必要が生じた場合、自衛隊中央病院から患者後送チームを現地へ派遣 [redacted] する。

e 惨事ストレス対処

惨事発生時には、自衛隊中央病院から精神科医を含むメンタルヘルス支援チームを現地に派遣 [redacted] し、現地において精神科医とカウンセラーが協力して惨事ストレス対処を実施する。

イ 教 訓

(ア) 戦力回復に関する教訓

派遣期間が約半年となる復興業務支援隊の隊員に対し、派遣の中間段階にドバイにおいて戦力回復施策を実施し、隊員の業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復が図れた。

a 現状においては、派遣の都度枠組みを検討することが必要

b 業務支援隊長及び隊員から、業務遂行能力及びストレス解消等メンタル面の回復を含め大変有効との評価を得ており、今後も実施する方向で検討が必要

c 今次派遣においては、派遣期間の中間段階に周辺国で戦力回復のための施設を借り上げた。これまで、PKO休暇を準用する形で宿泊費は国費を支弁しており、今後も経費等の国費負担の継続が必要

(イ) 精神疾患及びPTSD等への対処に関する教訓



第2章 派遣準備

ウ 提言

(ア) 戦力回復に関する提言

- a 人的戦闘力の維持回復の観点から、運用と厚生が密接に連携することが必要
- b 派遣地域環境等を考慮し、長期派遣時の必須事業として標準化することが必要
- c 移動に要する経費（航空運賃）は個人負担となっているが、国の管理下における組織的休養であることから、移動に要する経費についても国費支弁が適切
- d 戦力回復を厚生活動支援として実施したが、メンタルヘルスとしては心の休息が必要であり、心理学的な視点からの施策を併せて実施することが必要

(イ) 精神疾患及びPTSD等への対処に関する提言



第1編 イラク人道復興支援行動史

4 会 計

(1) 陸幕の準備した活動基盤

ア 派遣までの予算手続き

時期	陸幕が実施した施策
15. 6. 4	1Q準備プロジェクト(仮称)設置
15. 6. 20	事業見積(補給、施設、輸送、衛生)162億円 1035名編成、活動期間7. 21～3. 31)
15. 8. 8	財務省に対し概要説明(給水・給電700名 220億円)
15. 9. 30	積算見直し(給水・給電 700名 300億円)
15. 10. 3	長官説明のための作業方針(準備に長期間かかるものは節約留保分の枠内で、それ以外は予備費で何が出来るか検討)
15. 10. 6	財務省に対し迫財要求説明(40億円)
15. 10. 14	官房長官説明(最大50億円の節約留保の範囲で準備)
15. 10. 16	防衛庁長官に対して支援活動について説明(520名)
15. 10. 16	防衛庁限りの判断で出来る準備のみ行うことに方針転換(節約留保の解除、日間流用の財務省からの確約はとれない)
15. 10. 17	財務省に対し迫財要求説明(40億円)
15. 10. 20	示達開始(迫財分)
15. 10. 20	積算見直し(給水・医療 520名 250億円)
15. 10. 24	示達(迫財分)
15. 11. 5	財務省に対し予備費要求説明(243億円)
15. 11. 5	示達(迫財分)
15. 11. 13	財務省に対し予備費要求説明(改要求案249億円迫財11.2億円)見直し案(改要求案234億円)
15. 12. 1	積算見直し(期間12/20～3/31 230億円)
15. 12. 8	16年度本予算積算(期間4/1～12/14 131億円)
15. 12. 9	16年度本予算積算見直し(期間4/1～12/14 121億円)
15. 12. 12	15年度予備費切り分け(展開調整班32名の活動費1.5億円)
15. 12. 12	16年度本予算枠提示(イラク一般物件費 107億円)
15. 12. 18	予備費閣議決定実施要項総理承認
15. 12. 19	政府予備費閣議決定 同日付け示達開始(派遣準備分207億円)
16. 1. 13	政府予備費閣議決定(活動経費1.5億円)
16. 1. 27	政府予備費閣議決定(活動経費13.6億円)